

令和2年第4回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月24日（金）

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

4) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について

5) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 14名

1番	増 山 貞 男 君	2番	倉 持 登 君
3番	中 村 明 君	4番	小 島 一 男 君
5番	張 ヶ 谷 一 郎 君	6番	青 木 徹 雄 君
7番	鈴 木 豊 君	8番	坂 路 誠 君
9番	青 木 邦 夫 君	10番	大 島 か づ 子 君
11番	小 島 キ ヨ 子 君	12番	戸 賀 崎 邦 雄 君
13番	後 藤 勇 君	14番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、時間前でございますけれども、皆さんおそろいでございますので、これから令和2年第4回の農業委員会総会を開会いたします。

初めに、会長の挨拶をよろしくお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルスで非常に世間が騒いでいるところでございますが、農業委員会総会につきまして、全員のご参集を頂きましてありがとうございます。

また、本日、議決権がないということで、最適化推進委員さんについてはお休みを頂いてございます。農業委員さんについては、決議事項がありまして、極めて重要な案件が毎月出るということで、これは休みにすることができないということで、全国農業会議所、また埼玉県農業会議からも会議要請は来ております。近隣の市町村については、後ほど局長から話があると思いますが、今後の農業委員会の運営について、皆さんとご相談して進めてまいりたいと思います。

本日は全員でございますけれども、ちょっと変えてもいいかなという感じがします。あくまでもこの農業委員会の総会の招集につきましては、会長名、私の名前で招集させていただいてございます。今月分につきましても、事前の打合せにおいて、事務局といろいろと話をした結果、農業委員さんには全員に出ていただくということでご案内をさせていただいてございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

審議がございますので、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。今日はご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第3の議題とさせていただきます。

議長、会長の進行ということで、スムーズな進行をよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、マスクをしたままで失礼でございますが、議事を進めてまいります。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字才羽〇〇〇〇、田、943㎡。譲渡人、才羽、〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇〇。譲受人、面積、こちら〇アールと書いてあるのですが、〇〇アールの間違いでございます。申し訳ございませんでした。労力〇人。取得理由、経営拡大。ナンバー1につきましては、〇〇氏が943㎡を取得するものでございます。この土地は、〇〇氏が、農地法に基づき〇〇氏より借用し、永年耕作をしておりました農地でございます。このたび〇〇氏が農地を取得するに当たり、両者より合意解約をした旨の通知が提出されております。〇〇氏は、農機具等を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約800メートルでございます。場所につきましては、大字才羽地内、〇〇〇の南側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員4番 調査依頼に基づきまして、今回の場合は、コロナウイルスの感染拡大防止ということで、事務局から

も電話で対応してくださいということでありましたので、これは結構なことだと思って電話での対応ができました。

〇〇〇〇さんですが、4月20日に電話で対応いたしました。この方も忙しい方で、なかなか電話対応ができなかったのですが、何回もかけているうちに電話対応ができました。〇〇〇〇さんは、ご存じの方もいると思うのですが、花屋さんをやっています。花の栽培をやっているということで、たくさん昔は米もやっていたのですが、父親の代から花の栽培をやっていて、それで〇〇〇〇さんの関係については、先ほど事務局から報告があったとおり、この土地を、10年以上だと思うのですが、借受け地として長年耕作をしておるので、〇〇〇〇さんのところは、経営拡大とか、いろんな事情がございまして売買したいということで話が成立したと聞いております。これは〇〇〇〇さんのところでも、このうちも昔は〇町以上農地があったのですが、主人というか、そこの世帯主が〇〇歳ぐらいになり、また娘も〇〇歳以上で、なかなか働き手もいなく、これから経営もできないということで、話をしたら売買の成立ができたということで、農機具とか、そういうものについては、先ほど事務局からお話のあったとおり、機械類はそろっていて、農業は今までやっていたので、間違いなくできると私は思っております。

4項目につきましても問題ないと私は思っていますので、皆さん方の慎重なご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま調査報告がございました。これにつきまして、ご質疑をいただきたいと思いますが、誰かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案1号議案のナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

許可相当と認めます。

続きまして、議案第1号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー2、大字才羽〇〇〇〇、田、2,372㎡。譲渡人、行田市、公益社団法人埼玉県農林公社。譲受人、堤根、〇〇〇。譲受人、面積、〇〇アールと書いてあるのですが、〇〇〇アールの間違いでございます。申し訳ございませんでした。労力〇人。取得理由は、経営拡大でございます。ナンバー2につきましては、埼玉県農林公社による農地の売買事業により、〇〇氏が2,372㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、農機具等を一式所有しており、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約2キロでございます。場所につきましては、大字才羽地内、〇〇〇の北側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましても〇〇〇〇委員、調査報告をお願いします。

○農業委員4番 この件につきましても、農地法第3条ということで、売買の成立だと思います。4月20日に電話対応ができましたので、事務局の書類に基づき、お話を伺いました。

〇〇〇さんですけれども、このうちには〇〇〇をやっているため、規模拡大をしたいのだということでございます。また、この人は農地改良で現在、〇〇〇の後ろに盛土をしていますけれども、12月ごろ始めますからと私どもも立会いをしましたけれども、済んでいるのか、済んでいないのか分からないような状況でやっているような状況です。よく私もあそこを通りますので、いつも見ているのですが、なかなか大変かなと思って、工事等が順調に進んで、よい

土地になればと思っております。

そういったことで、〇〇さんについては、〇〇〇をやっていて、相当数の人数を抱えて、〇〇〇経営とか、あるいは販売、インターネットなんかを使って、日本、場合によっては海外まで出しているのではないかというようなことでございます。また、事務局から報告されたとおりでありまして、間違いのないと思います。

4項目の条件につきましても問題ないと推察されます。皆さん方の慎重なご審議をお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

調査項目は5項目あると思いますが、5項目ということでご理解をいただければと思います。

ご質疑を頂きたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案1号議案のナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

許可相当と認めます。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1—1から1—5、事務局の説明をお願いします。

○書記 それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字本郷西下〇〇〇〇—〇、畑、195㎡。ナンバー1—2、同じく〇〇〇〇、田、423㎡。ナンバー1—3、同じく〇〇〇〇—〇、田、571㎡。ナンバー1—4、同じく〇〇〇〇、田、366㎡。ナンバー1—5、同じく〇〇〇〇、田、634㎡。合計2,189㎡。譲渡人、本郷、〇〇〇〇、同じく本郷、〇〇〇〇、同じく本郷、〇〇〇〇。譲受人、さいたま市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅でございます。

こちらナンバー1—1から1—5につきましては、譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇が申請地に分譲住宅を建築することに伴い、宅地造成を行うため、許可をお願いするものでございます。なお、この申請地は、建築条件付売買予定地でございます。

申請地は、都市計画法34条11号区域内の第2種農地で、転用による影響はないと思われます。資金計画は、自己資金により計画をしております。場所につきましては、大字本郷地内、〇〇〇〇の南側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇副会長、お願いします。

○農業委員14番 それでは、調査報告をさせていただきます。

4月16日午前中に、譲渡人の〇〇〇〇さん、それから〇〇〇さん宅にお邪魔しました。各本人とお話をさせていただきました。そして、もう一人、〇〇〇〇さんは、16日は不在だったものですから。19日日曜日、午前10時ごろ訪問いたしまして確認をさせていただきました。3名とも売買といいますか、譲渡する理由は、やはり高齢化ということで、耕作できないということでございます。この場所は、遊休地で載っていたところございまして、この辺は大部分宅地化というのはのですか、宅地造成が盛んなところでございます。

そして、譲受人ですか、〇〇〇〇〇〇〇〇さん、こちらは19日午後、電話で確認をさせていただきました。担当者が〇〇〇〇さんという方で、申請については土地分譲ということで、先ほど事務局から話がありました、条件付ということの

内容で間違いないということでございました。それと、5条の一番後ろの地図といたしますか、場所を見ていただきますと、小さい畑があるのですが、L型になっております。ここは、住宅を造るに当たっての引込み道路がないということで、こちらをつけるということでございました。

そして、調査5項目、3名の方にそれぞれ1項目ずつ内容を確認させていただきましたが、該当する項目はございませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 採決いたします。

議案第2号、ナンバー1―1から1―5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

承認相当と認めます。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。〇〇さんは、春日部市の方になります。議案に「春日部市」が抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。耕作面積、207㎡。利用権を設定する土地、大字深輪〇〇〇―〇、田、3,889㎡。利用権の期間は、令和2年5月1日から令和5年12月31日までの3年8カ月となっております。借賃は、年10アール当たり30キロ相当となっております。利用権を設定する者は、深輪の〇〇〇〇〇。こちらは新規の案件となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を〇〇委員、お願いします。

○農業委員1番 調査報告をいたします。

調査は、電話を活用してくださいということでございますので、電話でお伺いしました。こちらは、農地改良を2年前にした土地でありまして、地目は田になっておりますが、現況は畑でございます。ここに麦を作るということで、〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは親戚関係であり、〇〇さんの土地は、ほかの土地も〇〇さんが現在、麦を作っている状況で、問題はないと思います。また、調査項目の5項目についても、問題はございませんでした。皆様のご審議をお願いいたします。

これで調査報告を終わります。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第3号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決決定いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 追加資料としてお配りしました農地法第18条第6項の規定による通知書を御覧頂ければと思います。

ナンバー1—1、大字才羽〇〇〇〇、田、943㎡。賃貸人、才羽、〇〇〇〇。賃借人、才羽、〇〇〇〇。こちらは、令和2年4月6日付で受付けております。こちらは、先ほど説明いたしました、議案第1号の案件に伴います届出書が提出されたものでございます。

続きまして、専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、倉松1丁目〇〇〇—〇、畑、232㎡。譲渡人、倉松1丁目、〇〇〇〇。譲受人、練馬区、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。こちらは、令和2年3月24日付で受付けております。

続きまして、ナンバー2—1、杉戸2丁目〇〇〇〇—〇、田、552㎡。同じくナンバー2—2、同じく〇〇〇〇—〇、田、179㎡。ナンバー2—3、同じく〇〇〇〇—〇、田、100㎡。合計831㎡。譲渡人、杉戸4丁目、〇〇〇〇。譲受人、横浜市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。こちら転用目的は分譲住宅でございます。こちらは、令和2年4月4日付で受けております。

続きまして、ナンバー3、倉松4丁目〇〇〇—〇、畑、127㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。譲受人、木津内、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇。転用目的、店舗建設。こちらは、令和2年4月13日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー4、倉松1丁目〇〇〇—〇、畑、138㎡。譲渡人、杉戸2丁目、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。譲受人、内田3丁目、〇〇〇〇。転用目的、専用住宅。こちらは令和2年4月13日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告が終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 閉会を〇〇副会長にお願いしたいと思います。

○副会長 それでは、これをもちまして第4回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、5月25日月曜日です。15時より役場第1庁舎3階会議室を予定しております。なお、5月開催に当たりましては、先ほどグループ分けしましたAグループの方の出席となります。また、Bグループの方でも、調査項目がございます委員の方は出席をお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年4月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 中 村 明

署 名 委 員 小 島 一 男